

地域ケア会議から 見えてきた地域課題

宍粟市 福祉相談課 地域包括支援係
宍粟市地域包括支援センター

地域ケア会議とは

地域包括ケアシステムの実現に向けて行われる会議。

地域包括支援センターが実施・主催し、薬剤師・理学療法士・保健師・(管理)栄養士・歯科衛生士・主任介護支援専門員・社会福祉士・生活支援コーディネーターなど多職種が出席する。

さまざまな職種の参加者がもつ専門的知識を共有し合いながら、地域包括ケアシステムの実現・推進につながる支援内容や提供体制について検討する。



地域ケア会議は個別ケースへの支援の検討を通して、個別ケースごとの課題解決を行うだけではなく、地域包括ケアシステム構築の課題と**地域課題を発見**し、地域の実情や地域の特性に応じて必要となる地域づくり・資源開発・連携のニーズを明らかにするとともに政策形成に至ることを目指している。

これらの5つの機能、①個別課題解決、②多職種連携のネットワーク構築支援、③地域課題の発見、④地域づくりと地域の資源開発および連携、⑤政策形成はそれぞれが独立しているものではなく、それぞれ相互に深く関係している。

介護保険法の改正（平成27年）

地域ケア会議は「**支援対象被保険者**が地域において**自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討**を行うものとする」と位置付け

（介護保険法115条の48）

- 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
- 地域ケア会議を、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして規程
- 地域ケア会議に参加する関係者の協力や守秘義務に係る規程など

地域ケア会議（話し合いの場）

地域ケア推進会議

個別課題の集積

地域ケア個別会議

支援困難ケースなどの
処遇について話し合う場

自立支援サポート会議

介護予防に資する
介護予防について
話し合う場

地域ケア個別会議

実施主体	地域包括支援センター
実施回数	必要に応じて随時
内容	支援困難ケース等を検討する会議で日常生活圏域ごとに実施する
ケース概要	支援困難ケース・虐待が疑われるケース・多重問題世帯など様々で、地域の実情に応じて必要となるもの
<p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中豪雨時の避難対応 ・中山間地域における豪雪時の一人暮らし高齢者対応 ・限界集落における〇〇地域の買い物支援 …など 	
<p>日常生活圏域の中の小規模単位の地域エリアが共通に抱える困りごとや課題、介護保険サービス事業者が抱える共通の悩みや課題などを象徴するような個別ケースを取り上げることも重要</p>	
参加者	本人・家族・支援者・民生委員・自治会・介護支援専門員・地域包括支援センター 等

自立支援サポート会議

実施主体	地域包括支援センター
実施回数	月1回（2～3事例）
内 容	<ul style="list-style-type: none">・介護予防に資する介護予防プラン及びAプラン等を検討・介護支援専門員のアセスメント力の向上と ケアマネジメントのスキルアップを図る
ケース概要	要支援1～要介護1等の軽度者が対象。 要介護認定を受けていないがフレイル状態の人や、心理的にうつ症状が強く今後の支援が必要な人なども含む。
助 言 者	薬剤師・理学療法士・保健師・（管理）栄養士・ 歯科衛生士・主任介護支援専門員・社会福祉士・ 生活支援コーディネーター 等

地域ケア推進会議

実施主体	市
実施回数	年1～2回程度
内 容	<p>地域ケア個別会議と自立支援サポート会議で明らかになった機能ごとの問題点と課題や、地域との関わりや相談の中からの課題を集約し、それらを宍粟市の地域包括ケアシステムの課題として位置づけ、どのように達成していけばよいかを話し合う。</p> <p>話し合われた内容は、介護保険事業計画や高齢者福祉計画などに反映される。</p>

令和3年度33事例

令和4年度27事例（令和5年1月末）

- ①高齢期における筋力維持
- ②薬の適切な服用
- ③口腔の機能維持
- ④高齢期における適切な食生活
- ⑤男性の地域における居場所づくり
- ⑥高齢な親と離れて暮らす子どもとのかかわり

地域課題に対する意見 (令和3年度第1回宍粟市地域ケア推進会議書面開催より)

地域課題	実践方法
①筋力維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の自主メニューの作成・指導 ・ 定期的に評価を行い、本人の意識・意欲が向上できるように支援していく
②薬の適切な服用	<ul style="list-style-type: none"> ・ お薬手帳を活用する ・ 内服の確認、声かけを行う ・ 薬局での日付の記載や一包化を行う ・ 薬剤師の居宅療養管理指導を活用する
③口腔の機能維持	<ul style="list-style-type: none"> ・ お口の体操を行う (パタカラ体操) ・ 口腔機能低下のおそれのある高齢者へのアセスメント・指導・モニタリングを行う
④適切な食生活	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡単でバランスの良い調理のレシピ検索ができるようにする ・ しそチャンネル、市民講座で生活習慣病、適切な食生活について周知する ・ 個別に栄養指導を行う
⑤男性の地域における居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢男性が行いやすい仕事を企画して参加してもらう ・ 得意分野を生かす ・ ○○教室の参加を促す
⑥高齢な親と離れて暮らす子どもとのかわり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関から積極的に子どもに連絡していく ・ 本人も子どもには迷惑をかけたくないと言い、連絡することにためらいがあるが、子どもにしかできない役割があることを認識してもらう ・ スマホ、カメラなどで安否確認を行う



ご清聴ありがとうございました。